

林内路網整備指針検討委員会設置要綱

平成 23 年(2011 年)8 月 31 日

(設 置)

第 1 条 低コスト林業の構築のためには、木材を効率的に搬出するための高密な林内路網の整備が不可欠であり、新たな「長野県森林づくり指針」では、木材生産の高度化を図る森林において、その基盤となる林業専用道や森林作業道等の路網整備を集中的に推進することとしている。

このため、長野県の地形、地質、気象条件等を踏まえて、より効率的な搬出の作業システムを考慮した県独自の整備指針を新たに作成し、林地の保全と生産性の向上に資することを目的として、林内路網整備指針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は下記の事項について検討する。

- (1) 地域の自然特性や社会経済的条件を踏まえた、効率的な作業システムについて
- (2) 林地の保全に配慮した路網の配置計画等について
- (3) 林地の保全と生産性の向上に資する路網整備のためのその他必要な事項について

(委員)

第 3 条 委員会は長野県林務部長が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から平成 23 年度末までとする。

(組 織)

第 4 条 委員会には、委員の互選により委員長、副委員長をそれぞれ 1 名置く。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長に事故ある時は、委員長の職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 委員会は、長野県林務部長が招集する。

(オブザーバー)

第 6 条 中部森林管理局の職員がオブザーバーとして参加し、委員会に対し意見を述べるができる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務は、林務部信州の木振興課において行う。

(補 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会によって定める。

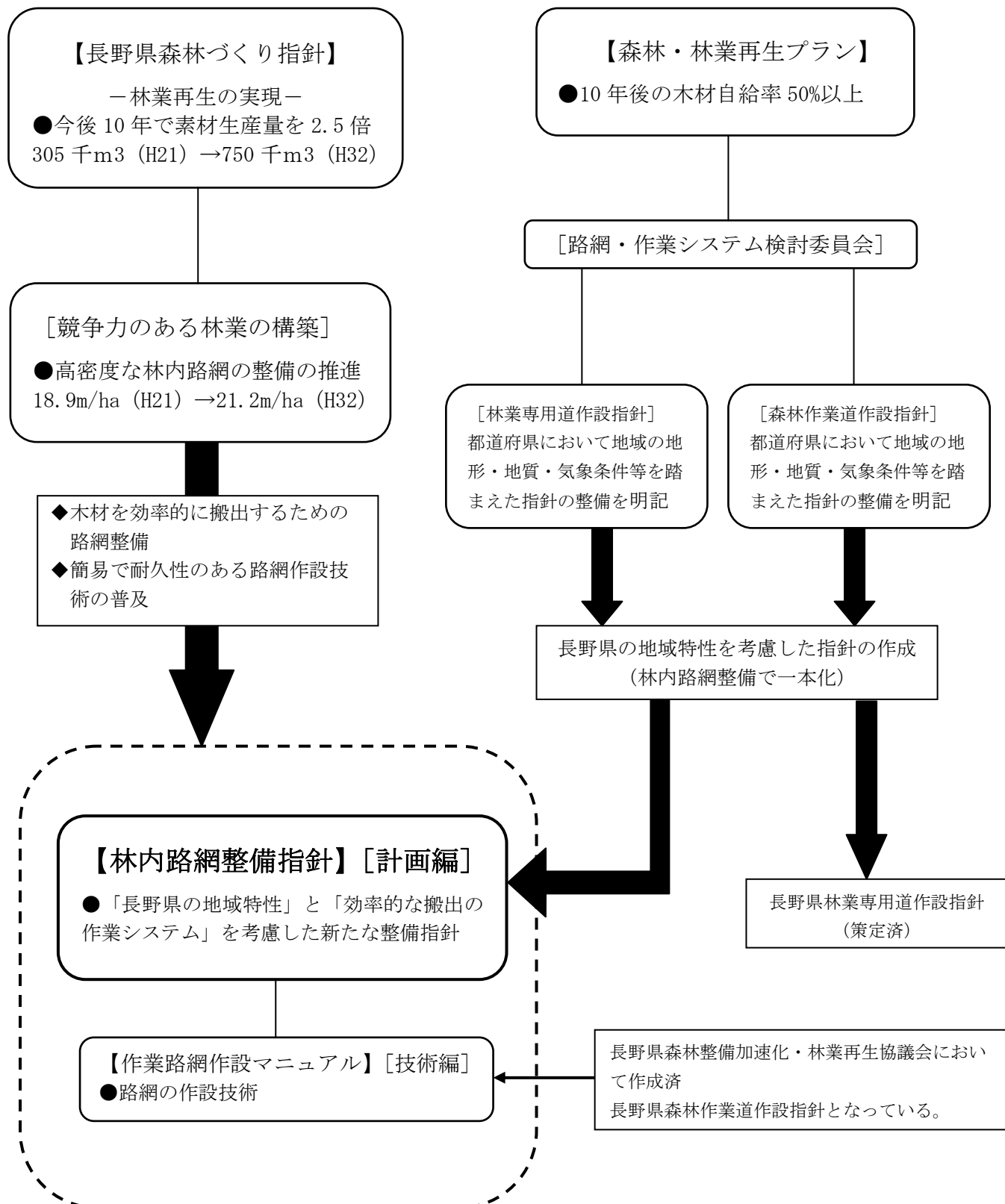
林内路網整備指針検討委員会 委員名簿

所 属	役 職	氏 名	備 考
山仕事創造舎		石崎 隆	実務者
森林総合研究所 林業工学研究領域長	研究領域長	梅田 修史	農学博士
北信木材生産センター協同 組合	参 事	小林 健	実務者
長野県林業総合センター	育林部長	近藤 道治	農学博士
東京大学大学院 農学生命科学研究科	教 授	酒井 秀夫	農学博士
長野県林業総合センター	主 任	高橋 太郎	林業専門技術員
長野県環境保全研究所 自然環境部	主任研究員 自然資源班長	富樫 均	技術士 (応用理学部門)

林内路網整備指針検討委員会 オブザーバー名簿

所 属	役 職	氏 名	備 考
中部森林管理局 森林整備部 販売課	企画官 (間伐推進)	清水 賢三	
中部森林管理局 森林整備部 森林整備課	設計指導官	小瀬 弘一	

■林内路網整備指針作成の背景



■ 検討委員会の流れ

